

法 学 第 773 号

平成 28 年 11 月 18 日

各 私 立 専 修 学 校 長 }
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

法務省による日本語教育機関の告示基準の策定に伴う法務省告示日本語教育機関の
教員の要件に該当する「日本語教育に関する研修」について（通知）
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
文化庁への届出の詳細については、下記文化庁ホームページよりご確認ください。

記

文化庁ホームページアドレス

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/

〔担当〕 私学振興担当 中尾

TEL : 019-629-5042

FAX : 019-629-5049

E-mail : AH0007@pref.iwate.jp

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 11 日

都道府県専修学校・各種学校所管担当 御中

文化庁 文化部 国語課
文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 留学生交流室

法務省による日本語教育機関の告示基準の策定に伴う「日本語教員養成課程・コース」を設置する専修学校・各種学校に対する周知のお願い

この度、法務省において在留資格「留学」が付与される留学生を受け入れることが可能な日本語教育機関の基準を定めた「日本語教育機関の告示基準」(以下、「新基準」という。)が策定されました。新基準は、平成 28 年 7 月 22 日に公示され、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」(以下、「解釈指針」という。)も示されています。新基準は、平成 29 年 8 月 1 日から施行されます。

新基準においては、日本語教員の要件の一つとして、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者」と定められ、解釈指針において、日本語教育に関する研修の内容については文化庁に届出を行うこととされております。このため、当該要件による法務省告示の日本語教育機関での勤務を想定した日本語教員養成課程・コースを設置する専修学校・各種学校については、文化庁への届出を行っていただく必要があります。

ついては、専修学校・各種学校に対し、同封の書面をもって周知をいただきますよう、お取り計らいのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【問合せ先】

文化庁国語課
日本語教育担当 小松, 増田, 北村
電話 : 03-5253-4111 (内線 2644)
E-mail : nihongo@bunka.go.jp

事 務 連 絡

平成 28 年 11 月 11 日

日本語教育養成課程を設置する専修学校・各種学校 御中

文化庁 文化部 国語課
文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 留学生交流室

法務省による日本語教育機関の告示基準の策定に伴う法務省告示日本語教育機関の教員の要件に該当する「日本語教育に関する研修」について（御連絡）

この度、法務省において在留資格「留学」が付与される留学生を受け入れることが可能な日本語教育機関の基準を定めた「日本語教育機関の告示基準」（以下、「新基準」という。）が策定されました。新基準は、平成 28 年 7 月 22 日に公示され、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」（以下、「解釈指針」という。）も示されています。新基準は、平成 29 年 8 月 1 日から施行されます。

新基準の第 1 条第 1 項第 13 号ニ及びその解釈指針（別紙参照）においては、日本語教員の要件の一つとして、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者」と定められています。

また、解釈指針において、日本語教育に関する研修の内容については文化庁に届出を行うこととされております。このため、新基準第 1 条第 1 項第 13 号ニの要件を満たして、法務省告示の日本語教育機関で勤務することを想定した日本語教員養成課程を設置する専修学校・各種学校については、届出を行っていただく必要があります。

については、平成 29 年 4 月以降に入学する者を対象として新基準における日本語教員の要件を適用しますので、届出が必要な専修学校・各種学校におかれては、新基準及び解釈指針を御理解の上、文化庁に届出を行ってくださいようお願いいたします。

なお、日本語教育能力検定試験による日本語教員の要件の取得のみを想定されている専修学校・各種学校については届出の必要はありません。

文化庁への届出の詳細につきましては、下記文化庁ホームページを御覧ください。

(URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/)

【問合せ先】

文化庁国語課

日本語教育担当 小松，増田，北村

電話：03-5253-4111（内線 2644）

E-mail : nihongo@bunka.go.jp

【日本語教育機関の告示基準より抜粋】

- 十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。
- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
 - ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
 - ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

【日本語教育機関の告示基準解釈指針より抜粋】（第1条第1項第13号）

- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- 「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
- 1 単位時間は45分を下回っていないこと。
- (1) 学士、修士又は博士の学位を有していること。
 - (2) 受講した日本語教育に関する研修は、日本語教員養成研修などとして、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、420単位時間以上の研修科目が設定されたものであり、研修の内容について文化庁に届出がなされていること。また、通信による研修（放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる研修に限る。以下同じ。）の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う研修（以下「面接による研修等」という。）であること。
 - (3) 上記研修科目を、教育実習45単位時間以上を含む420単位時間以上修了していること。また、通信による研修の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修等により修了していること。
 - (4) 受講した研修の内容について、次に掲げる項目が確認できること。
 - 1. 研修の実施機関・団体の名称、設置形態、代表者の氏名、研修事業の概要（理念・目的、沿革、実績）、研修の実施環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先
 - 2. 研修の名称及びそのカリキュラム・シラバス（科目名及び単位時間数、日程、教材、実習の内容・実施方法、総単位時間数、1単位時間の時間（分）数、受講成績の評価の方法、修了要件）
 - 3. 主な講師（プロフィール、指導経験等）
 - 4. 研修の実施形態（通学制又は通信制など）
 - (5) 研修の受講状況及びその成果としての評価について以下の項目が確認できること。
 - 1. 受講者の氏名、生年月日
 - 2. 受講コース名、受講期間又は修了日
 - 3. 受講科目名及び個々の科目の受講単位時間、総受講単位時間、受講成績（出欠のみならず、研修受講の成果として試験やレポートの評価結果を含むこと。）
 - 4. 研修修了の可否
 - (6) (1) から (5) について、大学及び研修の実施機関が発行する証明書等において確認できること。